

京都生命倫理研究会設立 30 年に寄せて ——応用倫理学へのずれと自己同一性の模索

京都生命倫理研究会（2016 年 9 月 25 日） 品川哲彦¹

本稿は、本年に設立 30 周年を迎えた京都生命倫理研究会の 2016 年 9 月 25 日に行われた例会で祝辞を兼ねた報告として発表したものである。

1. 応用倫理学と私

1986 年 9 月 28 日に発足した京都生命倫理研究会を通して当時の若手のひとりがどのようにして応用倫理学に関わっていったかということ、私事になりますが、お話ししたいと思います。

塚崎智先生は発足当時のメンバーが生命倫理学について「二、三の者を除いては、ありていに言ってほとんど無知蒙昧の状態に近く」²と記しておられます。私は当時京都教育大学に勤めておられた伊藤徹さんに誘われて参加したまさに無知蒙昧のひとりでした。フッサールの間主観性を研究主題にしていた私が『生命倫理の現在』の「新しい生殖技術と社会」の担当となったのも偶然です³。当時は、与えられた課題ととりくむだけで手一杯でしたし、調べてみれば面白みを感じつつも、むしろ表題に記したように、応用倫理学と自分とのあいだのずれを当初から意識していたように思います。その意識を今から顧みればお

¹ 品川哲彦（しながわ てつひこ）、関西大学文学部教授。

² 塚崎智、「序／先端医療技術がもたらした倫理的課題」、『生命倫理の現在』、塚崎智・加茂直樹編、1989 年、5 頁。

³ 『生命倫理の現在』は 15 名の執筆者によって書かれた。このうち当時の若手というべき執筆者は 6 名で掲載順にその名と論稿の題目を挙げれば、水谷雅彦（「生命の価値」）、本田裕志（「医療におけるパターンリズム」）、北尾宏之（「医療におけるコミュニケーション」）、品川哲彦（「新しい生殖技術と社会」）、平石隆敏（「人工妊娠中絶」）、伊藤徹（「脳死と臓器移植」）。

よそこうです。具体的な倫理的問題について、自分のいわば道徳的直観に依拠して論じているにすぎないのではないか。その道徳的直観が信頼できるとはいえない。哲学を学んだからといった的確な道徳的判断が下せるとはいえない。たとえば生命倫理学が扱うケースに悩んでいるひとがいるとしてその悩みをくみとるような共感能力が自分にあるとは思えない。応用倫理学では具体的な問題にたいして具体的な指針を出すことが要求されているようだが、自分にそれができるか。一面では、とくに私が哲学専攻の出身であって倫理学専攻の出身でなかったためもあってこうした思いを強く感じました。しかし他方で、自分の学んだ大学のカリキュラムにおいて二つの専攻にどれほど違いがあるかという反問も抱きました。

実際には、私が最初に赴任したのは和歌山県立医科大学であり、翌年から開講した医学概論の一部を受け持ち、ついで広島大学に新設された生命倫理学の講義の担当者として異動したので、この分野との縁は切れませんでした。今回、自分の論文のなかで応用倫理学をテーマとするものを顧みて思ったのは⁴、結局のところ、私は前述の疑問に答えを出すた

⁴ 1989年2月20日刊行の『生命倫理の現在』以前に私が活字化していた業績（論文にかぎり、訳書その他は外す）は、現象学関係の論文が4本と分担執筆した単行本が1冊（新田義弘・常俊宗三郎・水野和久編『現象学の現在』、世界思想社、1989年）だった。

次いで、和歌山県立医科大学在職時（1989年10月～1993年3月）に活字化した業績は5本で、そのうち生命倫理学関係は2本——「先端医療と哲学」（中川米造編『哲学と医療』、弘文堂、1992年）と「死の問題というよりはむしろ〈ひと〉の問題として——「脳死はひとの死か」論争をめぐって」（和歌山県立医科大学『紀要』21巻、1992年）——でその他は現象学関係2本、倫理学関係1本だった。

広島大学在職時（1993年4月～1999年3月）に活字化した業績は11本だが、このうち、「二分法の陥穽——日常／非日常、正常／異常、健康／病——」（池上哲司・永井均・斎藤慶典・品川哲彦編『自己と他者——さまざまな自己との出会い』、昭和堂、1994年）、「生命と倫理」（宇都宮芳明・熊野純彦編『倫理学を学ぶ人のために』、世界思想社、1994年）、「哲学や倫理学の研究者は生命倫理学において何をすべきか」（加藤尚武・加茂直樹編『生命倫理学を学ぶ人のために』、世界思想社、1998年）、「生命はどのような場合にも尊重されるべきか」（佐藤康邦・溝口宏平編、『モラル・アポリア』、ナカニシヤ出版、1988年）、「環境にたいする人間の態度」「いのちはだれのものか」「環境を守るのは人間のためか——学生との対話から」（市川浩・小島基・佐藤高晴・品川哲彦編『科学技術と環境』、培風館、1999年）の5冊の単行本に収録された論稿のほか、「生命倫理学ノート」（広島大学比較文化研究会、『比較文化研究』17巻、1994年）、「環境倫理の基礎づけ問題」（科研費助成金報告書、『応用倫理学の新たな展開——倫理学におけるミクロ的視点とマクロ的視点との総合をめざして』、東洋大学、1996年）、「論議なきはてに——臓器移植法成立にさいして——」（広島大学、『人間文化研究』6巻、1997年）が応用倫理学に関係する論稿であり、それ以外のテーマの論稿は3本しかない。

関西大学に赴任してから（1999年4月～）現在にいたるまで活字化した業績は42本だが、倫理学関係の業績、あるいは応用倫理学に関連していても倫理学の基礎概念や倫理学および倫理学者の果たす役割を論じたものが大半を占めている。それほど明確に線引きで

めに、遅まきながら古典的な倫理理論を学んで生命倫理学の問題をそれと結びつけて解釈し（たとえば、生命倫理学で語られる自律概念がカントのそれよりもミルの自己決定に近いことや安楽死の遠い擁護論をヒュームの自殺論にみることができることなどを指摘し
5)、生命倫理学において哲学や倫理学の研究者が果たすべき役割を論じ⁶、本人にとって意外なことに倫理学者として遇されるようになったということです⁷。この経緯は京都生命倫理研究会なしにはありえませんでした。

2. 応用倫理学の魅力

むろん応用倫理学を続けたのは勤務先の事情だけでなく、ある種の魅力を感じたからでもあります。私は、哲学が自明と思われていることがらを根底から考えなおす点に惹かれます。それに比べて倫理学は究極的に人間の生活を擁護するものであって、その意味で哲学の精神を徹底させることができるかという疑問があります。しかし、常識として自明視される倫理を問いなおす倫理学は上述の哲学の精神を分有するでしょう。応用倫理学もまた私にはパラダイム変換に伴うスリルを帯びうるもののように思えました。加藤尚武先生のご著作はこの印象を与える要因のひとつでした。生命倫理学が人間の生命の価値も相

きるものではないが、どちらかといえば応用倫理学のテーマを集中して論じたものは、「生命と倫理——生命倫理学と倫理学の生命」（有福孝岳編『エチカとは何か』、ナカニシヤ出版、1999年）、「倫理学は、なぜ、いかにして環境問題に関わるか」（政策科学研究所、『21世紀フォーラム』74号、2000年）、「生命倫理学における自由主義の検討」（『上廣倫理財団研究助成報告論文集』、2000年）、「組織と責任」（加茂直樹・谷本光男編『社会哲学を学ぶ人のために』、世界思想社、2001年）、「応用倫理学に関わる理由」（『哲学の探求』30号、2002年）、「応用倫理学の意義とコンピュータ倫理学ないし情報倫理学の動向」（関大哲学会、『哲学』22号、2003年）、「生命の神聖——その失効とその再考」（中岡成文編『応用倫理学講義1 生命』、岩波書店、2004年）、「つかのまこの世にある私／私たち」（清水哲郎編『岩波講座哲学8 生命／環境の哲学』、岩波書店、2009年）、「ケアと介護の哲学」（戸田山和久・出口康夫編『応用哲学を学ぶ人のために』、世界思想社、2011年）、「責任」（香川知晶・樫則章編『シリーズ生命倫理学2 生命倫理の基本概念』、丸善、2012年）、「尊厳死という概念のあいまいさ」（『理想』692号、2014年）の11本にすぎない。

ひとことでいえば、私の仕事の重点は現象学から応用倫理学へ、応用倫理学を経て倫理学一般に移ってきたといえる。

⁵ 拙稿「生命と倫理」、『倫理学を学ぶ人のために』、前掲、190－192頁。

⁶ 拙稿「哲学や倫理学の研究者は生命倫理学において何をすべきか」、『生命倫理学を学ぶ人のために』、前掲、333頁。

⁷ 1997年7月に河合塾編著による「学問の鉄人 大学教授ランキング文科系編」（『別冊宝島』332号）という雑誌が出され、そのなかに倫理学の若手3人のなかに自分の名が載っていたころから、自分でも倫理学の研究者なのだろうかという気がしてきた。

対化する議論を展開すること、環境倫理学が（生命倫理学を含めて近代社会が推進してきた）個人の自己決定にもはや依拠できないこと等の指摘は、これらの分野が考え方の根本的な変革を促す要素を含んでいるように思えました。生命倫理学にしばれば、いわゆるパーソン論はこの意味で衝撃的でした。まさにパーソン論は倫理学ないし存在論のレベルでは人格と人間とを区別し、しかも論証のレベルでは、既存の道徳的直観に依拠しているだけではせいぜい同じ反論を繰り返すほかないこと、自分がその立場に立つかどうかはともかく帰結主義的な考察を行わないと理解も反論も不可能なことを印象づけました。

しかし、生命倫理学で紹介される議論、たとえばパーソン論が特定の立場（人間のクラスの中に人格でない存在者を認める）を明確に代表しているようにみえたことは、生命倫理学を学問領域というより特定の倫理理論を意味するように受け取られる契機ともなりました。その結果、皮肉に言えば、この分野に関わらない理由として、「生命倫理学はアメリカの功利主義であって、自分はその思想を支持しないから考えなくてよい」「独仏の生命倫理はアメリカのよりも深い」といった口実を挙げる研究者も出てきたように思います。後者の説明は自分が輸入代理店であることを自白しているようなものです。それについて、パーソン論という呼称⁸は日本の研究者にとってそこで語られている人格概念が自分たちのこれまで知っていたかと思っていたものから大きく違っているという衝撃を表していますが、他方で、パーソン論は伝統的なパーソン概念とつながりがあることもたしかで、ということは日本の研究者によるパーソン概念の平均的理解が狭隘だった可能性も考えてみなくてはなりません。

訳語について付け加えれば、カイザーリンクの論文“Sanctity of Life and Quality of Life: Are They Compatible?”の SOL が加藤尚武・飯田亘之編『バイオエシックスの基礎』では「生命の尊厳」と訳された点に言及しておきます⁹。今から思えば、「生命の神聖」と訳すべきです。どのような事情か定かではありませんが、反面これは尊厳という概

⁸ 私自身は「パーソン論」という特殊な呼称は日本だけのものではないかと考えていたが、森岡正博氏はそうではないと指摘している。ただ、私としては、なるほど生命倫理学における person 概念についての論議を欧米でもパーソン論として包括することはあるにしても、パーソン論が紹介された時期の日本の論者が受けた衝撃や当惑を欧米の論者も感じていたのかどうかは（むろん、程度の差にすぎないが）隔たりがあるのではないかと今でも疑問を残している。

⁹ エドワード・W・カイザーリンク、「生命の尊厳と生命の質は両立可能か」、加藤尚武・飯田亘之編『バイオエシックスの基礎——欧米の「生命倫理」論』、東海大学出版会、1988年。この論稿の訳にあたったのは黒崎政男氏。

京都生命倫理研究会設立 30 年に寄せて——応用倫理学へのずれと自己同一性の模索（品川哲彦）、（『倫理学論究』、vol. 3, no. 1, (2016), pp. 67-75）

念がカント的な意味では日本に十分に流通していなかったこと（カントの尊厳ならたんなる手段にしてはならないのですから、生命にこれを適用できない）を表しているのかもしれませんが。1992年にスイス連邦憲法 120 条に「被造物の尊厳」という概念が盛り込まれたことで話はますます錯綜してきていますが¹⁰、欧米の新たな概念を受容するさいには、その概念のもっていた歴史的意味と新たな意味が付与されるようになった経緯とともに、それに対応すると思われる日本語の概念とのずれを慎重に意識すべきでしょう。

先ほど申したように応用倫理学から距離をとる人びとも増えてきて、応用倫理学には私も直接見聞きしましたが無理解な批判も向けられました。アメリカでも生命倫理学者は「『ほかに、ほんとうの哲学はおやりですか』と尋ねられることもある。米国にも御殿女中のような大学人はいるらしい」¹¹と私は記しましたが、事情は似ていたかもしれませんが。しかし私自身についていえば、新しい概念、しかもこれまでとは一変するような（したがってまた危険を孕んだ）新しい見方を学んで論じるところに生命倫理学や環境倫理学の魅力と重要性を感じ取ることで、この分野の仕事の続けることができたのではないかと思います。

3. 倫理学者の役割

冒頭に、自分の道徳的直観に依拠して論じているにすぎないのではないかという疑問を抱いたと記しましたが、前節に述べたような背景理論の考察や概念の分析をすることでその懸念をある程度払拭することができました。だが、それは自分の主張や立場を強く押し出すことではありません。したがって、論文「哲学や倫理学の研究者は生命倫理学において何をすべきか」のなかで、私が生命倫理学を諸学科の入会地として位置づけ、哲学や倫理学の研究者は道徳の権威（expert）ではなく、この入会地を入会地として守る役目があるとしたのは当然のことでした¹²。しかも、先ほどの加茂先生のお話にもあったように、一時期の京都生命倫理研究会は法学・経済学等々の多様な分野の方々が集まっていたの

¹⁰ その第二段落に、「連邦共和国は、動物、植物、その他の有機体の胚の形質や遺伝形質に関する環境について指令を公布する。そのさい、連邦共和国は、被造物の尊厳ならびに人間、動物、環境の安全性を考慮し、動物の植物の種の遺伝的多様性を保護する」とある。

¹¹ 拙稿「哲学倫理学の研究者は生命倫理学において何をすべきか」、前掲、328 頁（Caplan, A. L., *If I Were a Rich Man Could I Buy a Pancreas?*, Indiana Univ. Press, 1992）

¹² 同上、333 頁。

で、入会地というイメージは無理のないものでした。この発想はのちに、自己の見解は当然市民として主張する権利があるが、倫理学者は相異なる倫理的立場から適切なことばをとりだし、倫理的問題をめぐる議論が肥沃なしかたで展開するのに貢献するコーディネーターであるべきだという考え方に通じていきました¹³。

そしてまた、この倫理学者にたいする私のイメージも、実は、生命倫理学が倫理学に登場したころの状況を学ぶなかで知るにいたったことに裏づけられています。一方に、1930年代の英語圏における情動説の決定的な影響力と、それによって推進されたメタ倫理学への没頭があります。情動説をどのように評価するにしても、それは倫理学から道学者を追放する一撃でした。他方に、そのメタ倫理学で貴重な貢献をしたヘアが若い頃には必ずしもメタ倫理学に満足できないでいて生命倫理学のなかに規範倫理学の再興をみて「道徳哲学者は医療倫理学の問題に役立つことができないなら、店を閉めるべきだ」¹⁴と喝破し、トゥールミンが論文「医療はいかにして倫理学の生命を救ったか」¹⁵を書きました。具体的な社会問題に倫理学が取り組むべき使命がそこに語られています。そしてその後すぐにトゥールミンは生命倫理学の原理原則主義を批判する論文「原理という暴君」¹⁶を記します。ここには法学的思考と倫理的思考との違いへの注意が喚起されています。リバタリアニズムを含むリベラリズム、コミュニタリアニズム、徳倫理、ケアの倫理といった異なる立場が対立しあう 1980 年代以降の倫理学の状況は、部分的に、生命倫理学に映し出されているわけです。

¹³ 拙稿「倫理学の応答能力——生命倫理学を手がかりに」（『日本倫理学会報告集』1999 年号、1999 年、<http://www2.itc.kansai-u.ac.jp/~tsina/nichirin99.htm>）

¹⁴ 「戯画化すれば、情動主義のもとでは、形而上学、進学、美学とともに、倫理学は学問から追放され、倫理学者はメタ倫理学をする以外には『店を閉め』なくてはならなかった。その後の転換をへて、規範倫理学や社会生活に直結する問題にとりくむ倫理学者もまた店を再開することができるようになり、逆に、今では、応用倫理学の店を開かざるをえない風潮に対する不満を耳にするようになっている。こういふと、戯画化がすぎようか。しかし、その経緯を思えば、応用倫理学をめぐる問いは、たんに応用倫理学をする研究者とそれに携わらない研究者との棲み分けによって答えられる問題というよりは、退避できる安全な住処をいったんは保証されていなかった倫理学者（道徳哲学者）がその痛烈な意識をもって答えるべき問いではないか」（拙稿「応用倫理学に関わる理由」、前掲、12 頁）。

¹⁵ トゥールミンのこの論文については、拙稿「生命と倫理——生命倫理学と倫理学の生命」、前掲、272 頁。（Stephen Toulmin, “How Medicine Saved the Life of Ethics”, in *New Directions in Ethics*, Joseph P. DeMarco and Richard M. Fox (eds.), Routledge and Kegan Paul, 1986, pp. 265-281.）

¹⁶ 同上、275 頁。（Stephen Toulmin, “The Tyranny of Principles”, in *Hasting Center Report*, vol. 11, no. 6, pp. 31-39, 1981.）

とはいえこれでは冒頭に記した、生命倫理学が扱うケースに悩んでいるひとへの共感能力や具体的な問題にたいして具体的な指針を出す能力は保証されません。広島大学で生命倫理学の講義をしていたとき、授業のあとに四十代前半くらいの女性が質問にきました。自分は聴講生でこの授業だけ聞いている。夫をがんで亡くした。夫にがんだと告げるかどうか迷ったが、結局、教えないままに亡くなってしまった。教えたほうがよかったかどうか、今でも迷っている、と。私はこう答えるほかありませんでした。私も父を亡くしたときに同じ立場だったのでお気持ちはよく分かる。病状がどれほど進んでいるか、本人が病気や治療法についてどれほど知っているか、本人が生活のなかで何を最も大切にしているのか、それが今後にできる可能性はどれほどあるか、年齢はいくつか等のさまざまな因子から、病名を知らせるか、知らせるとしてもどのように知らせるかについて単一の正解はないと思う。あなたは知らせなかったことを悔いていらっしゃるが、知らせてあなたの夫が抑鬱や焦燥のうちに最期を迎えたらやはり後悔されただろう。ただおそらく適切な悩み方と不適切な悩み方との違いはあるのではないか。もし、あなたが自分次第で相手は幸福にも不幸にもなったと悩むとしたら、それはおそらく不適切な悩み方で、なぜなら夫であってもあなたとは独立の人格であり、その人生の最期がどれほど不幸かはその本人にもよって決まるのだから。それにたいして、あなたがその独立の人格である夫にたいして誠実であったかどうかという悩みはおそらく適切で、その悩みはあとにも思い返すことがあるかもしれません。答えながら自分の無力に打ちのめされるような思いでしたが、さいわいにも女性は、「自分が本当に考えていたことに気づかされたように思う。すっきりとしました」といわれ、礼を述べて帰られました。私の対応がそれでよかったかは依然として疑問です。しかしこの体験で、私は倫理学についての私なりの像がある程度固まったように思います。すなわち、倫理学という学問はなるほど道徳的ディレンマの解消を図る機能を果たす。だが、捨てられた選択肢も事情が許せば道徳的になすべきことだったのだからそれができなかったことに悲しみや悔いが残る場合もあるにちがいない。倫理学の最終目標は葛藤の解消にあるのではないのではないか。むろん、いつまでも悩んでいることで自分の「誠実さ」に満足しているような自己欺瞞に陥ってはなりません。

倫理学者の役割について私の基本的な考えは変わっていませんが、入会地を入会地として守るには哲学や倫理学の研究者自身が他分野に開かれていなくてははいけません。それを考えると、冒頭に挙げた、哲学専攻と倫理学専攻とで違いがあるかという疑問はもっと根本的な改革を必要としているのかもしれない。日本では、哲学および倫理学は文学部の

京都生命倫理研究会設立 30 年に寄せて——応用倫理学へのずれと自己同一性の模索（品川哲彦）、（『倫理学論究』、vol. 3, no. 1, (2016), pp. 67-75）

なかに置かれ、社会科学や自然科学を学ぶ機会に乏しい部署にあります。だが、生命倫理学や環境倫理学は経済学や法学や自然科学の基礎知識を必要とします。これは専門分化を要求される学者には重い負担ですが、他方で、学生にとってはこれらを教える科目は、人文科学・社会科学・自然科学それぞれの学生にとってその他の領域への関心を開く機能を期待できるのではないかと考えます。

だいぶ以前に加茂先生が「どうもみんな脳死や安楽死といったテーマを好むが、日常の医療のなかにある制度的な問題にも取り組まなくてはいけない」と（まだ若かった）われわれに苦言を呈されたことがありました。加茂先生ご自身のお仕事はその方向に進んでいきましたし、のちの『社会哲学を学ぶ人のために』等はその方向においてこの研究会が出した成果であったと思います。しかし、たとえば、延命治療の中止や自殺幇助といった生命倫理学の問題を考えるさいにも、たんに患者の自己決定や医師—患者間の契約の場面に話は限定できず、日本の国民が気安くかつ一定水準の医療を受けることを可能にした国民皆保険制度と保険点数制度が他面では継続的な医師—患者関係の醸成には寄与していないのではないか、その制度のもとで医師がどのような医師になろうというモチベーションをもちやすいのか、商業主義を防ぐために必要な医療機関の広告規制が他面では医療機関同士にどのような連携協力関係があるのかを外部から見えにくくしているのではないかと、といった面も併せて考えていかなくてはならないでしょう。そして、こういう制度的な問題への鋭敏な意識は、やはり、経済学や法学や社会学といった異なる分野の人びとが集まる場で触発され、共有され、磨かれていくもののように思います。

近年、他用に追われてこの研究会に出席することのまれな私が望むのも勝手な言い分ですが、しかし、京都生命倫理研究会は多くの分野のひとが気軽に来られて疑問をぶつける場でありつづけることを、また今まで以上にそうなることを望んでやみません。